


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市障害者地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市における個人番号の利用等に関する条例 東大和市障害者地域生活支援事業規則				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>「東大和市における個人番号の利用等に関する条例」が施行されることに伴い、本規則に基づく地域生活支援事業に関し、個人番号の提供を受けることとなるため、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①第30条として、添付書類の省略を加える。 ②第1号様式(第2条関係)、第10号様式(第10条関係)、第12号様式(第14条関係)、第13号様式(第15条関係)、第15条様式(第18条関係)、第19条様式(第24条関係)に、個人番号記入欄を追加</p> <p>(2) 施行日 平成28年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 個人番号の活用により、行政運営の効率化が図られ、市民の利便性が向上する。</p>						
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。